



2025 年 5 月 30 日

各位

会 社 名 北浜キャピタルパートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 前田 健晴
(コード番号：2134 東証スタンダード)
問 合 先 取締役副社長 管理本部長 佐藤 哲寛
(TEL. 06-6226-7581)
U R L <https://kitahamabank.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り定款の一部変更について 2025 年 6 月 27 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 当社の事業領域の拡大等に伴い、現行定款第 2 条（目的）について、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社の今後の事業拡大に備えた機動的かつ柔軟な資本政策を可能にするため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を 560,000,000 株から 1,000,000,000 株に増加させるものであります。
- (3) 当社は、経営意思決定のさらなる迅速化と組織体制の強化を目的として、2025 年 5 月 15 日付で代表取締役 2 名体制に移行いたしました。この体制変更に伴い、株主総会および取締役会の招集権者について、従来は「代表取締役社長」に限定しておりましたが、今後は複数の代表取締役が存在することとなるため、招集権者を「代表取締役」とするよう定款を変更するものです（現行定款第 14 条（招集者および議長）および第 22 条（取締役会の招集権者および議長）。また、第 21 条第 2 項（代表取締役および役付取締役）について、現行の経営体制に即した内容とするため、変更を行うものであります。
- (4) 今後の当社の事業規模拡大や経営環境の変化に対応し、経営体制の一層の強化および多様な人材の登用を図るため、現行定款第 18 条（取締役の員数）について、取締役の員数を 7 名以内から 10 名以内に増加するものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。



(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (20) 条文省略 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(21)</u> 前各号に付帯する一切の業務 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行する株式の総数は、<u>560,000,000 株</u>とする。 (招集者および議長) 第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 <u>(新設)</u> <u>2</u> <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。 (取締役の員数) 第 1 8 条 当社の取締役は<u>7 名</u>以内とする。 (代表取締役および役付取締役) 第 2 1 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長 1 名を選任し、<u>または必要に応じ、</u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第 2 2 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (20) 現行どおり <u>(21) データセンターの企画および運営</u> <u>(22) データサーバーシステムの販売、運営及び管理</u> <u>(23) 木材の伐採、加工および販売業</u> <u>(24) 木質バイオマスチップ燃料の製造、加工および販売業</u> <u>(25) 再生可能エネルギー施設および蓄電所の開発、取得、建設、所有および運営</u> <u>(26) 蓄電池システムの販売および貸与</u> <u>(27)</u> 前各号に付帯する一切の業務 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行する株式の総数は、<u>1,000,000,000 株</u>とする。 (招集者および議長) 第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。 <u>2</u> <u>代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> <u>3</u> <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</u> (取締役の員数) 第 1 8 条 当社の取締役は<u>1 0 名</u>以内とする。 (代表取締役および役付取締役) 第 2 1 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長 1 名を選任し、<u>また必要に応じ、代表取締役会長 1 名を、</u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役<u>等</u>各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第 2 2 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が



し、その議長となる。 <u>(新設)</u>	招集し、その議長となる。 <u>2 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が招集し、議長となる。</u>
<u>2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</u>	<u>3 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</u>

3. 日程

本株主総会等開催日	2025 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 27 日 (金)

以上